

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び
ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部改正案についての
意見・情報の募集

平成29年9月15日
農林水産省消費・安全局

この度、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及びジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景
公示資料 のとおり

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載 (農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局植物防疫課国内防除第1班

(3) F A X の場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号： 03-3502-3386

農林水産省消費・安全局植物防疫課国内防除第1班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の連絡のみに利用します。

5 意見・情報受付期間

平成29年9月18日（郵送の場合は必着。）

6 公示資料

改正概要

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（告示）

ジャガイモシロシストセンチュウとは

植物防疫法（抜粋）

行政手続法（抜粋）

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（現行）

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示（現行）

意見提出が30日未満の場合のその理由